

2025年 上級学科本科生開講用 「正誤表、脱炭素大改正による教材の訂正等」まとめ

上級学科本科生の開講までにご案内している「正誤表、脱炭素大改正による教材の訂正等」をまとめたものです。
 ※マイページの「正誤情報」に掲載しているものと同一です

正誤表

2025年4月5日

2025年目標 TAC建築士講座

級	一級建築士 学科
科 目	構造・法規
教 材	構造(テキスト)・法規(テキスト・項目別問題集【脱炭素大改正 対応版】)

【構造】

日付	頁	内 容
11/11	テキストP72 37行目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> $\text{長方形断面の断面係数 } Z_x = \frac{b \times h^3}{6}$ </div> ③
	テキストP73 22行目・23行目	$= \frac{1,080a^4}{12} - \frac{256a^4}{12} - \frac{824a^4}{12} = \frac{206a^4}{3}$ $\therefore Z_x = \frac{I_x}{3a} = \frac{206a^4}{9}$

【法規】

日付	頁	誤	正
12/16	テキストP232 2行目	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所ビルなど「特定建築物」ではないものは、認定は受けられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所ビルなど「特定建築物」ではないものは、認定は受けられない。 <p>※「事務所ビルなど」を削除してください。 ※事務所はバリアフリー法施行令4条八号により特定建築物なので、同法17条の認定を受けることができます。</p>
3/17	項目別問題集 P317 No. 871 解説3行目	したがって、前面道路幅員 = $W_r + W_a = 10\text{m} + 1.2\text{m} = 11.2\text{m}$ となる。	削除

以上のとおり、訂正をお願いいたします。



正誤表

2025年4月5日

2025年目標 TAC建築士講座

級	一級建築士 学科
科目	法規
教材	法令集

日付	頁	誤	正
12/24	P181 左段45行目	令 109 条の 5 第一号イ …表の右欄に掲げる時間において時間構造…	…表の右欄に掲げる時間において 時間 構造… ※ 2 番目の「時間」に二重取り消し線を引いて削除してください。
12/16	P736 左段20行目	都市計画法 42 条 1 項の脚注 建築基準法施行令 138 条 <u>3</u> 項→257	建築基準法施行令 138 条 4 項→257
12/2	P105 右段14行目	建築基準法 88 条 2 項の脚注 政令【工作物の指定】令 138 条 <u>3</u> 項→257	政令【工作物の指定】令 138 条 4 項→257
	P177 右段 7 行目	令 107 条の 2 第一号 …欄に掲げる時間において時間構造耐力上…	…欄に掲げる時間において 時間 構造耐力上… ※ 2 番目の「時間」に二重取り消し線を引いて削除してください。
11/6	インデックス シール	左から 4 シート目 左から 4 列目 5 段目 「火災継続予測時間 令 109 条の 8 P183 <u>M</u> 」	「火災継続予測時間 令 109 条の 8 P183 L 」
	P265 左段44行目	建築基準法施行令 145 条 2 項の脚注 <u>関連</u> 【耐火性能関係規定】 令 108 条の <u>3</u> 第 3 項→179	令 108 条の 4 第 3 項→179

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

令和7年4月1日施行 脱炭素大改正による教材の訂正等 No.1

〔構造6回分〕

2025年1月19日

2025年目標 TAC 一級建築士講座

令和7年本試験の適用法令について、試験機関である（公財）建築技術教育普及センターから次の内容が発表されました。

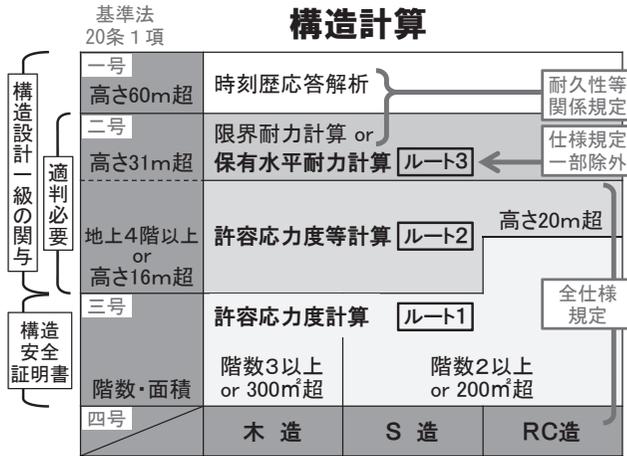
適用すべき法令については、令和7年1月1日現在において施行されているものとします。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定については、令和7年4月1日現在において施行されているものを適用するものとします。

- ・上記の改正は「脱炭素大改正」等と呼ばれ、この法律等に基づき、建築基準法、建築物省エネ法等が改正されます。
- ・この適用法令は、「法規」のみならず、「構造」「環境・設備」等も同様です。
- ・この資料は構造6回分についてのものです。構造7回以降及び他の科目については別途用意します。
- ・法規については、講義資料とは別に、試験会場に持込み可能な「追録」を用意します。

日付	頁	誤	正
1/19	構造テキスト P149の表2つ	【3ページの※1を切り貼りしてください】	
	構造テキスト P150 図7 付近 図中	中高層建築物(三号) ・RC造： $h \leq 20m$ ・S造： $h \leq 13m$ 等	中高層建築物(三号) ・RC造： $h \leq 20m$ ・S造： $h \leq 16m$ 等
	構造 項目別 問題集P292 No.194問題	…500㎡を超える場合、必要壁量の計算及び耐力壁の釣合いのよい配置の検討に加えて、…	…300㎡を超える場合、…
	構造 項目別 問題集P293 No.194解説	…500㎡を超える…	…300㎡を超える…

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

3ページに続く



木造について

- ・確認申請が必要なのは
階数2以上 or 200㎡超
- ・許容応力度計算が必要な
のは
階数3以上 or 300㎡超

<覚え方>

「木造
確認にんにん
計算さんざん」

1917 2013 2326 2810

法20条1項 建築物の構造・規模種別		令81条 構造計算方法※1	令36条 適合させる仕様規定※3
一号 超高層建築物	高さ >60m	時刻歴応答解析※2	耐久性等関係規定※4
二号、 (令36条の2) 一定規模超の 建築物※5	木造、 S造	31m超 いずれでもよい	限界耐力計算
	RC造、 SRC造		保有水平耐力計算 (ルート3)
	高さ >20m	31m以下	許容応力度等計算 (ルート2)
三号 中低層等の 建築物	木造	許容応力度計算 (ルート1)	全仕様規定
	S造 RC造 SRC造		
四号 小規模建築物	上欄以外	構造計算不要	全仕様規定

- ※1：該当する構造計算方法のほか上位の構造計算方法又は国土交通大臣の定める基準に従った計算方法とすることができる
- ※2：超高層建築物は、時刻歴応答解析によって安全性及び耐久性等関係規定に適合することを確かめ、大臣の認定を受ける
- ※3：仕様規定：建築基準法施行令3章第1節から7節の2に規定する構造方法で、構造計算方法に応じ適合規定を定めている
- ※4：耐久性等関係規定：仕様規定のうち、高度な構造計算でも担保し切れない、材料の品質や、耐久性に関する規定
- ※5：その他にルート1の基準を満たさない建築物を含む

令和7年4月1日施行 脱炭素大改正による教材の訂正等 No.2

〔構造10回分〕

2025年2月2日

2025年目標 TAC 一級建築士講座

- ・この資料は構造 10 回分についてのものです。
- ・**項目別問題集**について、構造 10 回の講義範囲に該当する No. 561～700 の訂正はありません。

日付	頁	誤	正
2/2	構造テキスト P280 Q38・39	【※1を切り貼りしてください】	

- ・以下は誤植の訂正です。

日付	頁	誤	正
2/2	構造テキスト P70 Q25	$= \frac{10 + \textcircled{30}}{2} = 15\text{mm}$	
	構造テキスト P79 Q5	$\left(\frac{2}{3}\right)\sigma$ であり、	$\frac{3}{2}$
	構造テキスト P87 Q16	A点のたわみ	C点のたわみ
	構造テキスト P87 Q26	B点のたわみ	C点のたわみ
	構造テキスト P108 Q23	$M_{BD} = 7Pl \times \frac{\textcircled{4}}{4+3} = 3Pl$	

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

※1 テキストへの切り貼り用

- (2) 構造耐力上主要な部分には、「延べ面積 3,000㎡以下、軒高 9 m以下、はり間 13 m以下の場合」及び「地階を除く階数が 3 以下、高さ 16 m以下、延べ面積 500㎡以下、スパン 6 m以下で、ボルト孔のずれを含めて計算した層間変形角が原則 1/200 以下の場合」は、ボルト接合を使用できる。

令和7年4月1日施行 脱炭素大改正による教材の訂正等 No.3

〔構造11・12回分〕

2025年2月9日

2025年目標 TAC 一級建築士講座

- ・この資料は構造 11・12 回分についてのものです。
- ・構造 テキストの訂正等は次表のとおりです。

日付	頁	誤	正
2/9	P290 ㊦1～ P296 ㊦17	【3～9ページの※1に差し替え。P290とP291の間に挟み込んでください】	
	P304 ㊦2	ルート <u>1-1</u> 、 <u>1-2</u> に共通…	ルート <u>1-1</u> 、 <u>1-2</u> 、 <u>1-3</u> に共通…
	P329 ㊦8～12	本文の図中、「耐力壁長さ×表1」、「床面積×表2」、「見付面積×表3」を削除	
	P329右欄 ㊦7～9	「表1～3」～項の表	削除
	P329 ㊦15・17	(耐力壁)	(耐力壁、準耐力壁)
	P329右欄 ㊦22	令46条4項表1、	削除
	P329 ㊦29	(建築基準法施行令46条4項表1)	(S56告示1100号)
	P329右欄 ㊦36	【11ページの※2を追加。切り貼りしてください】	
	P330 ㊦26	<u>その場合も壁倍率の上限は5倍とする。</u>	軸組と面材耐力壁の併用や面材を両面に打ち付けた場合は、壁倍率の上限は7倍とする。
	P330最下段	【11ページの※3を追加。切り貼りしてください】	
	P331 ㊦13～30	【13ページの※4に差し替え。切り貼りしてください】	
	P332 ㊦18・19	(令46条4項表3) 2か所	削除
	P333 ㊦6	H12告示1352号「木造建築物の軸組の設置の基準を定める件」	S56告示1100号「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」
	P333 ㊦10の図	【13ページの※5に差し替え。切り貼りしてください】	
	P334 ㊦27	【15ページの※6を追加。切り貼りしてください】	
	P335 ㊦21	【15ページの※7を追加。切り貼りしてください】	
	P344 ㊦5の式	【15ページの※8に差し替え。切り貼りしてください】	
	P344 ㊦12の表	表を削除	
	P345 ㊦10～17	【17ページの※9に差し替え。切り貼りしてください】	

- ・構造 項目別問題集の訂正等は次表のとおりです。

日付	頁	誤	正
2/9	P469 No. 701解説	…1-1、1-2では、…	…1-1、1-2、 1-3 では、…
	P471 No. 705解説	【17ページの※10を切り貼りしてください】	
	P473 No. 716解説	…階数 <u>2</u> 、…	…階数 <u>3</u> 、…
	P473 No. 717解説	【17ページの※11を切り貼りしてください】	
	P473 No. 719解説	…(1-1と <u>1-2</u> がある)…	…(1-1、1-2、 1-3 がある)…
	P473 No. 721解説	…1-2の場合は…	…1-2、 1-3 の場合は…
	P473 No. 722解説	…「ルート1-2」とする場合…	…「ルート1-2、 1-3 」とする場合…

2/9	P477 No. 735解説	… (1-1と1-2がある) …	… (1-1、1-2、 1-3 がある) …
	P499 No. 772解説	【17ページの※12を切り貼りしてください】	
	P498 No. 775問題	…壁倍率 <u>5.2</u> として存在壁量を算定する。	…壁倍率 5 として存在壁量を算定 しなければ ならない。
	P499 No. 775解説	【17ページの※13を切り貼りしてください】	
	P511 No. 833解説	【19ページの※14を切り貼りしてください】	
	P513 No. 838解説	【19ページの※15を切り貼りしてください】	
	P519 No. 847解説 Q1	H12告示第1352号…	S56告示1100号に基づく…
	P530 No. 851解説 Q1	H12告示第1352号…	S56告示1100号に基づく…

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

第4節 変形性能確保

1. 変形性能確保のための規定に適合させる計算ルート

下表に、変形性能確保のための規定に適合させなければならない耐震計算ルートを示す。

	ルート 1-1	ルート 1-2	ルート 1-3	ルート 2
筋かい端部・接合部の保有耐力接合	○	○	○	○
柱、梁の仕口及び継手の保有耐力接合	-	○	○	○
梁の保有耐力横補剛	-	○	○	○
柱脚部の破断防止	-	○	○	○
局部座屈の防止（柱・梁の幅厚比の制限）	-	○	○	○

2. 変形性能確保のための規定

1 筋かい端部・接合部の保有耐力接合

耐震計算ルート①-1、①-2、①-3、②で適合させなければならない規定である。

筋かいの靱性は、軸部の塑性変形（伸び）によって地震エネルギーを吸収することで確保される。したがって、軸部が降伏するまで端部及び接合部が破断しないように、軸部の降伏耐力より、端部及び接合部の破断耐力を大きくする。この接合方法を保有耐力接合という。

筋かい軸部が塑性変形を生じるまで、接合部が破断しないよう、応力を安全率 α で割増して、破断しないことを確認する。

接合部の破断耐力 \geq 安全率 α × 筋かい軸部の降伏耐力

安全率 α は炭素鋼で1.2、ステンレス鋼で1.5

2 柱、梁の仕口及び継手の保有耐力接合

耐震計算ルート①-2、①-3、②で適合させなければならない規定である。柱・梁の仕口・継手部は、部材が塑性変形を生じるまで破断しないように設計しなければならない。したがって、部材に作用する応力に安全率 α を乗じた応力に対し、仕口・継手部は破断しないことを確認しなければならない。

接合部の破断耐力 \geq 安全率 α × 部材の全塑性モーメント (M_p)

安全率 α は400N級で1.3、490Nで1.2

2118 2216 2519 2615
2818 2915 3018 R0116
R0217 R0618

3 梁の保有耐力横補剛

R0318

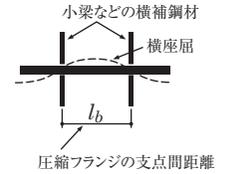
耐震計算ルート[1-2]、[1-3]、[2]で適合させなければならない規定である。

梁が塑性変形能力を発揮する前に横座屈（ねじれによって、圧縮フランジが面外にはらみだす座屈）を防止するための横補剛には、「梁全長にわたって均等間隔で横補剛する方法」や、地震時に最も大きな曲げ応力が生じる「梁端部に近い部分を横補剛する方法」等がある。

耐震計算ルート[1-2]、[1-3]、[2]では、梁の保有耐力横補剛が必要である。一方、耐震計算ルート[1-1]では、スパンが短く、細長比が小さく、横座屈のおそれが少ないため、梁の保有耐力横補剛は不要である。耐震計算ルート[1-3]もルート[1-1]同様にスパンが短い、高さ16mまで建築が可能で部材に生じる応力が大きくなるため、変形性能確保の条件として梁の保有耐力横補剛は必要である。

【用語】保有耐力横補剛

梁材の両端が全塑性状態に至った後、十分な変形能力を発揮するまで材の両端部はもちろん、それ以外の弾塑性領域の部分においても横座屈を生じさせないように横補剛方法。



4 柱脚部の破断防止

2418

耐震計算ルート[1-2]、[1-3]、[2]で適合させなければならない規定である。

柱脚部と基礎との接合部は、作用する力に対して、破壊しないように十分な強度とするか、又は十分な靱性を確保する。

伸び能力のあるアンカーボルトを使用した場合は、次式に示す柱脚の保有耐力接合の判定を行い、満足しない場合は、地震時応力を割り増して柱脚の終局耐力を確認する。

$$\text{柱脚の最大曲げ耐力 } Mu \geq \text{安全率 } \alpha \times \text{柱の全塑性モーメント } (Mp)$$

安全率 α は 400N 級で 1.3、490N で 1.2

5 局部座屈の防止（柱・梁の幅厚比の制限）

耐震計算ルート[1-2]、[1-3]、[2]で適合させなければならない規定である。

圧縮材には、部材全体の座屈のほかに、圧縮力が生じる薄板断面の部材では、部分的にしわのように変形する局部座屈がある。部材を構成するフランジやウェブの一部が圧縮力により局所的に座屈する現象である。

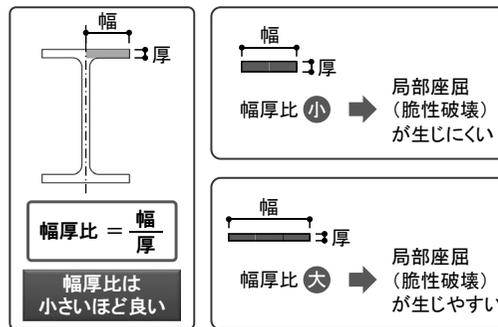
幅厚比とは、断面を構成する個々の板要素（フランジ、ウェブなど）の厚さに対する幅の比（幅／厚さ）である。

幅厚比が大きいと、厚さに対して幅が大きい、薄い部材となるので、圧縮力を受ける部分に局部座屈が生じ、必要な塑性変形能力が得られない。

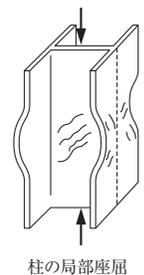
したがって、靱性を高める

ためには、幅厚比を小さくする必要があり、鋼材の強度に応じて、幅厚比を一

鉄骨部材の幅厚比

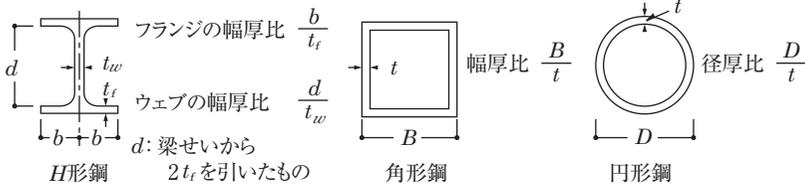


2116 2315 2516 2817
R0217



定値以下としなければならない。

【幅厚比及び径厚比】



下表は、ルート③で設計を行う場合の、部材種別がF A～F Cの幅厚比の規定である。F Aとは、最も靱性が高い(局部座屈しにくい)部材種別である。耐震計算ルート①-②、②で設計を行う場合、部材種別F Aの規定に適合するように幅厚比を設定する必要がある。

ただし、部材が架構の崩壊メカニズム時に弾性状態に留まることを確かめた場合は、塑性状態における塑性変形能力(靱性)は求められないため、梁の幅厚比の制限値による部材種別はF Aとしなくてもよく、F B又はF Cの梁を採用することができる。

2418

部 材 部 位	柱 (H形鋼)		梁 (H形鋼)		種 別
	フランジ	ウェブ	フランジ	ウェブ	
幅厚比の制限値	$9.5 \sqrt{235/F}$	$43 \sqrt{235/F}$	$9 \sqrt{235/F}$	$60 \sqrt{235/F}$	⇨ FA
	$12 \sqrt{235/F}$	$45 \sqrt{235/F}$	$11 \sqrt{235/F}$	$65 \sqrt{235/F}$	⇨ FB
	$15.5 \sqrt{235/F}$	$48 \sqrt{235/F}$	$15.5 \sqrt{235/F}$	$71 \sqrt{235/F}$	⇨ FC
	FA、FB、FCに該当しない ⇨座屈等が生じる				⇨ FD

R0615

F : 基準強度 [N/mm²]

耐震計算ルート①-③で計算を行う場合、柱の部材種別はF A、梁の部材種別はF Cの規定に適合するように幅厚比を設定する必要がある。

25

降伏比・幅厚比・細長比

		小	大
幸 福は細く長く	降伏比	靱性が高い (良)	(悪)
	幅厚比	局部座屈しにくい (靱性が高い) (良)	(悪)
	細長比	座屈しにくい (靱性が高い) (良)	(悪)

【例題1】(02154)
 梁の塑性変形性能は、使用する鋼材の降伏比が小さいほど、向上する。

【例題2】(25164)
 鉄骨構造のラーメン構造において、靱性を高めるために、塑性化が予想される柱又は梁については、幅厚比の大きい部材を用いる。

【例題3】(02152)
 有効細長比λが小さい筋かい(λ=20程度)は、中程度の筋かい(λ=80程度)に比べて塑性変形性能が低い。

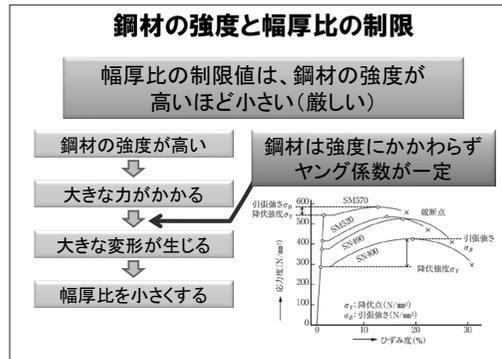
解答 【1】正 【2】誤 【3】誤 細長比が小さいと座屈しにくく、塑性変形性能が高い。「細長比が小さいと短柱になって…」と考えると間違える。S造では短柱の心配はほとんどない。(λ=20程度)

35

- (1) 鋼材は強度を高くしてもヤング係数 E は変わらないため、かかる力が同じであれば、変形は等しい。

S N 400 B材と比べた場合、強度が高いS N 490 B材のほうが大きな力がかかるため、大きな変形が生じる。

このため、強度が高いS N490B材のほうが、局部座屈が生じやすく、それを防ぐための幅厚比の制限値は小さくなる（フランジやウェブを分厚くする必要がある）。



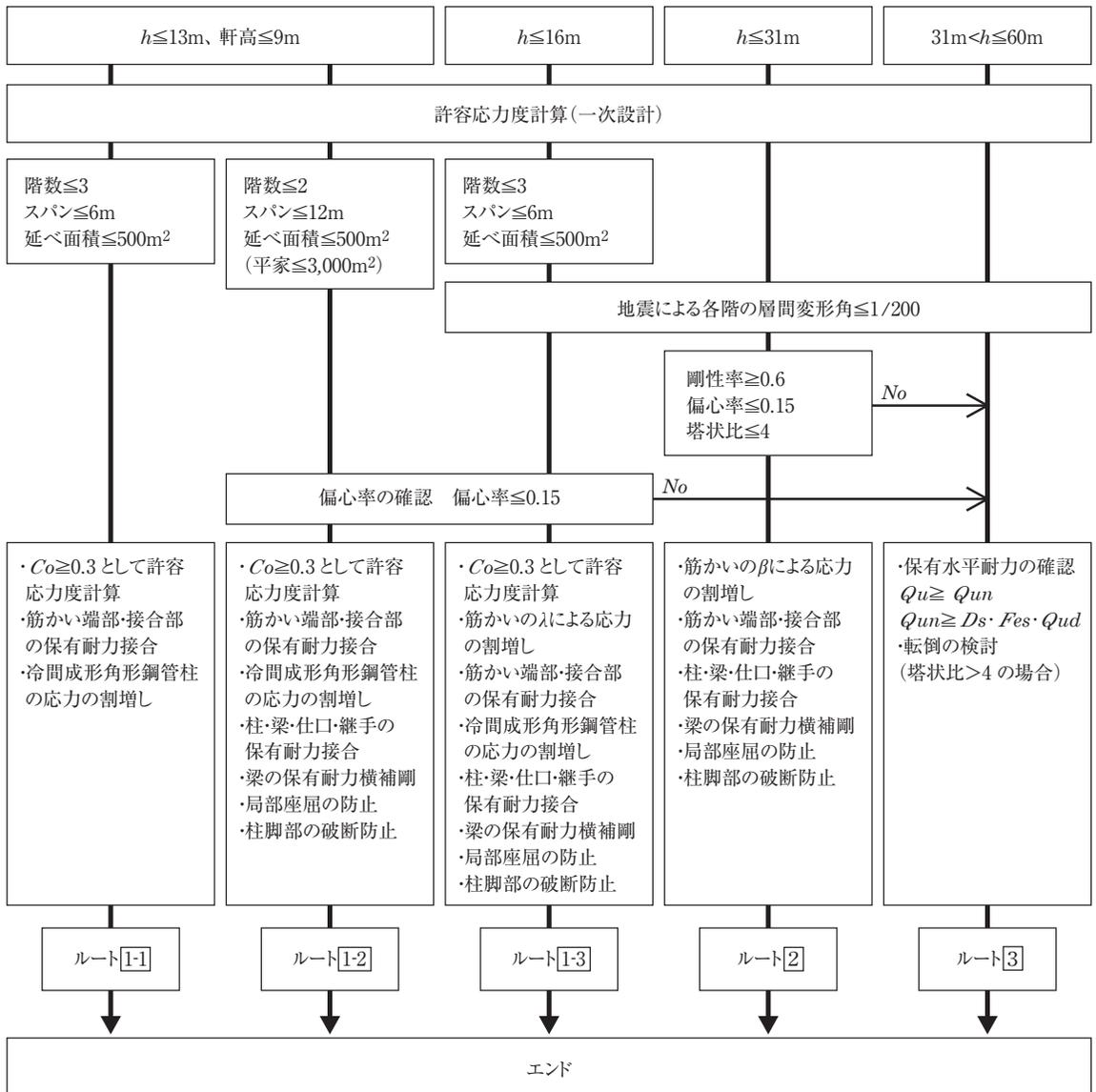
- (2) フランジは、主に曲げモーメントを負担し、ウェブよりも大きな圧縮応力が働き、局部座屈のおそれが大きいため、フランジの幅厚比の上限値のほう小さく(厳しく)、ウェブのほうが大きい。

2617 2716 3016 R0116
R0315 R0517 R0618

2016 2716 3016 R0116
R0517

第5節 鉄骨構造の耐震設計

1. 耐震設計の流れ



35

2. 構造規定

1 構造規定

下表に、構造規定に適合させなければならない耐震計算ルートを示す。

	ルート 1-1	ルート 1-2	ルート 1-3	ルート 2
標準せん断力係数 $C_0 \geq 0.3$ として許容応力度計算	○	○	○	-
層間変形角 $\leq 1/200$	-	-	○ ^{※1}	○
剛性率 ≥ 0.6 、塔状比 ≤ 4	-	-	-	○
偏心率 ≤ 0.15	-	○	○	○
筋かいの有効細長比 λ による地震時応力の割増し	-	-	○	-
筋かいの水平力分担率 β による地震時応力の割増し	-	-	-	○
冷間成形形鋼管柱の地震時応力の割増し	○	○	○	○ ^{※2}

※1：1/120 までの緩和は不可

※2：STKR材の1階柱脚の地震時応力の割増し

2618 2818 R0118

2818 R0118 R0318

2618 R0318 R0617

2618 R0318

2318 2818 R0415

2 変形性能確保のための規定

下表に、変形性能確保のための規定に適合させなければならない耐震計算ルートを示す。

	ルート 1-1	ルート 1-2	ルート 1-3	ルート 2
筋かい端部・接合部の保有耐力接合	○	○	○	○
柱、梁の仕口及び継手の保有耐力接合	-	○	○	○
梁の保有耐力横補剛	-	○	○	○
柱脚部の破断防止	-	○	○	○
局部座屈の防止（柱・梁の幅厚比の制限）	-	○	○	○

3. 耐震計算ルート

1 耐震計算ルート①

ルート①の計算は、「許容応力度計算」であるが、鉄骨構造については、地震力の割増しや、筋かい端部及び接合部の破断防止などを確認する必要がある。階数・規模などに応じて、次の耐震計算ルート①-1、①-2、①-3がある。

ルート①の適用対象

	ルート①-1	ルート①-2	ルート①-3
階数	3階以下(地階を除く)	2階以下(地階を除く)	3階以下(地階を除く)
高さ・軒高	高さ13m以下、かつ、軒高9m以下		高さ16m以下
スパン	6m以下	12m以下	6m以下
延べ面積	500㎡以下	500㎡以下 (平家3,000㎡以下)	500㎡以下
各階の偏心率	-	0.15以下	0.15以下

← H 19 告示 593 号

R0617

① 耐震計算ルート1-1

- (1) 許容応力度計算を行うにあたっての『標準せん断力係数 C_0 を0.3以上』とする。 2618 2918 R0118
- (2) 板厚が6mm以上の『冷間成形角形鋼管柱の応力割り増し』を行う。
- (3) 水平力を負担する筋かい端部・接合部は『保有耐力接合』とする。



標準せん断力係数 C_0
 通常： $C_0=0.2$
 保有水平耐力計算： $C_0=1.0$

② 耐震計算ルート1-2

- (1) 許容応力度計算を行うにあたっての『標準せん断力係数 C_0 を0.3以上』とする。
- (2) 板厚が6mm以上の『冷間成形角形鋼管柱の応力割り増し』を行う。
- (3) 各階の偏心率が0.15以下であることを確認する。
- (4) 変形性能確保のための規定
 - ・水平力を負担する筋かい端部・接合部は『保有耐力接合』とする。
 - ・柱・梁の仕口部及び継手部は、『保有耐力接合』とする。
 - ・梁は『保有耐力横補剛』とする。
 - ・柱脚部の破断防止。
 - ・柱・梁の局部座屈の防止。

2618

③ 耐震計算ルート1-3

- (1) 許容応力度計算を行うにあたっての『標準せん断力係数 C_0 を0.3以上』とする。
- (2) 板厚が6mm以上の『冷間成形角形鋼管柱の応力割り増し』を行う。
- (3) 各階の偏心率が0.15以下であることを確認する。
- (4) 変形性能確保のための規定
 - ・水平力を負担する筋かい端部・接合部は『保有耐力接合』とする。
 - ・柱・梁の仕口部及び継手部は、『保有耐力接合』とする。
 - ・梁は『保有耐力横補剛』とする。
 - ・柱脚部の破断防止。
 - ・柱・梁の局部座屈の防止。
- (5) 層間変形角 $\leq 1/200$ (1/120 までの緩和は不可)
- (6) 筋かいの有効細長比 λ による地震時応力の割増し
 水平力を分担する筋かいの有効細長比 λ に応じて、地震時の応力を割り増して許容応力度設計をすること。

筋かいの有効細長比 λ	筋かいの種別	割増し係数
$\lambda \leq 495/\sqrt{F}$	BA	1.0
$495/\sqrt{F} < \lambda \leq 890/\sqrt{F}$	BB	1.2
$890/\sqrt{F} < \lambda < 1,980/\sqrt{F}$	BC	1.3
$1,980/\sqrt{F} \leq \lambda$	BB	1.2

F ：基準強度 [N/mm²]

※2 テキストへの切り貼り用



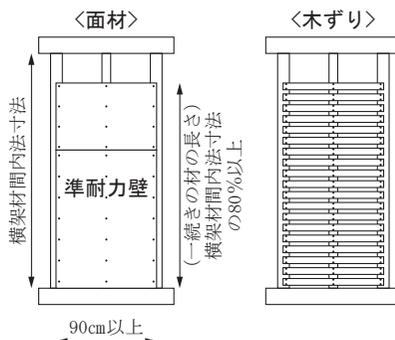
筋かいを入れた軸組の高さが3.2 mを超える場合は、壁倍率を低減する。

※3 テキストへの切り貼り用

③ 準耐力壁等 (S 56 告示 1100 号)

面材や木ずりが、上下の横架材まで達していない場合は準耐力壁として扱い、面材や木ずりの高さの合計と横架材間内法寸法の比率によって、壁倍率を低減する。その他、仕様を満足する垂れ壁や腰壁も水平力を負担できる準耐力壁等として考慮することができる。

準耐力壁等を存在壁量として算入する場合、柱の折損等の脆性的な破壊が生じないことを確認した場合を除き、準耐力壁等は必要壁量の1/2以下までしか考慮できない。



① 地震力による必要壁量 (S 56 告示 1100 号)

$$\text{必要壁量 (cm)} = \text{床面積 } A \text{ (m}^2\text{)} \times \text{床面積に乗じる数値 } L_W \text{ (cm/m}^2\text{)}$$

(1) 床面積に乗じる数値

床面積に乗じる数値(床面積あたりの必要壁量) L_W は次式により算定する。

$$L_W = (A_i \times C_0 \times W_i) / (0.0196 \times A)$$

L_W : 床面積あたりの必要壁量 (cm/m²)

A_i : 地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表す係数

C_0 : 標準せん断力係数 0.2 (地盤が著しく軟弱な区域の場合は0.3) とする。

W_i : i 階より上部の建築物の重量 (kN)

0.0196: 壁倍率 1 の耐力壁等が負担できる単位長さあたりの水平力 (kN/cm)

A : 当該階の床面積 (m²)

必要壁量は荷重の実態に応じて上記算定式により算定するが、階高、階、屋根や外壁の仕様、太陽光パネルの有無等により、早見表により算定することもできる。

単位面積あたりの必要壁量 (早見表例)

(2F 階高 2.9m 以下、1F 階高 3.0m 以下、1F と 2F の床面積が等しい場合)

屋根と外壁の仕様		太陽光 パネルの 有無	床面積に乗じる数値 (cm/m ²)		
屋根の仕様	外壁の仕様		平屋	2階建て	
				1階	2階
瓦屋根	土塗り壁	あり	26	54	32
		なし	23	51	29
金属板ぶき	金属板張	あり	16	38	20
		なし	13	35	17

木造の構造計算

③ 地上4階以上 or 高さ16m超

➡ 許容応力度等計算(ルート2)

➡ 偏心率0.15以下

② 階数3以上 or 延べ面積300m²超

➡ 許容応力度計算(ルート1)

① 階数2以上 or 延べ面積50m²超

(令46条4項) 構造計算とは呼ばない

➡ 階全体の存在壁量 ≥ 必要壁量

➡ 「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」(令46条4項に基づくS56告示1100号)

注意

➡ 4分割法 or 偏心率0.3以下

<存在壁量に考慮する準耐力壁等>

建築物全体の壁量計算において、柱の折損等の脆性的な破壊が生じないことを確認した準耐力壁等が必要壁量の1/2を超えている場合で、かつ、準耐力壁等を存在壁量に算定した場合は、準耐力壁等を含めて4分割法によるバランスチェックを行う。それ以外の場合は、準耐力壁等は算入せずに耐力壁のみで検証する。

3. 構造計算による安全性確認

耐震計算ルート1において、許容応力度計算、層間変形角、偏心率や偏心によるねじれの大きさを考慮して構造計算を行った場合、あるいは、耐震計算ルート2や3で構造計算を行った場合は、壁量計算（存在壁量 \geq 必要壁量の確認及び4分割法の検討）を省略することができる。

また、3階建ての建築物において、高さ13m超16m以下の場合には、次式によって計算した各階の壁量充足率比 R_f が、それぞれ0.6以上であることを確かめる必要がある。ただし各階の剛性率が0.6以上であることを確かめられた場合を除く。

$$R_f = r_f / \bar{r}_f$$

$$\left(\begin{array}{l} R_f : \text{各階の壁量充足率比} (\geq 0.6) \\ r_f : \text{各階の壁量充足率} \\ \bar{r}_f : \text{当該建築物についての } r_f \text{ の相加平均} \end{array} \right)$$

$$\frac{d}{h} \geq 0.027 + 22.5 \times \frac{Wd}{h^2}$$

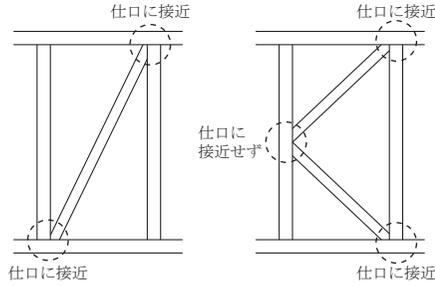
$$\left(\begin{array}{l} d : \text{柱の小径 (mm)} \\ h : \text{横架材間の垂直距離 (mm)} \\ Wd : \text{当該階が負担する単位面積} \\ \quad \text{当たりの荷重 (N/m}^2\text{)} \end{array} \right)$$

※9 テキストへの切り貼り用

② 筋かいの仕口、端部

筋かいは、力に抵抗する重要な部材なので、部材が丈夫でも仕口で破断したら意味がない。そこで筋かいに応じた力に抵抗できるように補強金物で補強する。

筋かいの端部は、柱及び梁や土台などの横架材との仕口に接近して緊



結しなければならない。ただし、一方の端部を仕口に接近し、**他方は仕口に接近しないK型筋かいも使用可能**である。なお、筋かい端部は、筋かいプレートを用い、柱及び梁や土台などの横架材と釘、ボルト等で、緊結する。

※10 項目別問題集 (No. 705) への切り貼り用

耐震計算ルート「1-2」、「1-3」では、梁の保有耐力横補剛が必要である。なお、「ルート1-1」では、スパンが短く、細長比が小さく、横座屈のおそれが少ないため、梁の保有耐力横補剛は不要である。耐震計算ルート「1-3」もルート「1-1」同様にスパンが短いが、高さ16mまで建築が可能で部材に生じる応力が大きくなるため、変形性能確保の条件として梁の保有耐力横補剛は必要である。

※11 項目別問題集 (No. 717) への切り貼り用

鉄骨構造において、層間変形角の確認は「ルート1-1」、「ルート1-2」では不要であるが、「ルート1-3」では必要である。剛性率の確認は「ルート1-1」、「ルート1-2」及び「ルート1-3」全て不要である。偏心率の確認は「ルート1-1」では不要であるが、「ルート1-2」、「ルート1-3」では必要である。

※12 項目別問題集 (No. 772) への切り貼り用

筋かいと面材を併用した軸組の壁倍率は最大7倍とすることができるが、壁倍率3の9cm角の筋かいをたすき掛けに入れた場合は、壁倍率の上限は5とされており、6にはできない。

※13 項目別問題集 (No. 775) への切り貼り用

筋かいと面材を併用した軸組の壁倍率は上限7倍として、それぞれの和とすることができる。壁倍率1.5の筋かいを入れた軸組に、面材の壁倍率3.7の構造用合板を併用した場合、耐力壁の壁倍率は5.2(1.5+3.7)となる。

※14 項目別問題集 (No. 833) への切り貼り用

構造耐力上主要な柱の小径は、次式から計算することができるが、国土交通大臣が定める基準に従った、座屈を考慮した構造計算による場合はこの限りではない。

$$\frac{d}{h} \geq 0.027 + 22.5 \times \frac{Wd}{h^2}$$

$$\left(\begin{array}{l} d : \text{柱の小径 (mm)} \\ h : \text{横架材間の垂直距離 (mm)} \\ Wd : \text{当該階が負担する単位面積当たりの荷重 (N/m}^2\text{)} \end{array} \right)$$

※15 項目別問題集 (No. 838) への切り貼り用

筋かいの端部は、柱及び梁や土台などの横架材との仕口に接近して緊結しなければならない。ただし、一方の端部を仕口に接近し、他方は仕口に接近しないK型筋かいも使用可能である。したがって、偏心がないように各材の軸線が1点で交わるように設置したことは適切である。

令和7年4月1日施行 脱炭素大改正による教材の訂正等 No.4

〔法規1・2・6・7回分〕

2025年2月16日

2025年目標 TAC 一級建築士講座

・この資料は法規1・2・6・7回分についてのものです。

日付	頁	誤	正
2/16	法規テキスト P10 ㊦15の図	「法6条1項二号」の図及び右欄 ㊦21 を削除 (法6条1項二号が改正されたため。)	
	法規テキスト P14 ㊦3～23	■土法3条～ ～以上の建築物 (本文のみ)	追録 ㊦B10 を参照
	法規テキスト P15 の図	【3ページの※1を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P15 ㊦24	例題中 …高さ12m、軒の高さ9mの…	…高さ12mの… (下線部を削除)
	法規テキスト P20右欄㊦16の図	【3ページの※2を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P24 ㊦5の表	表中、三号の部分を削除	
	法規テキスト P40 ㊦19～33	【5ページの※3を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P41 ㊦1	【5ページの※4を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P44 ㊦27	…法6条1項一号から <u>三号</u> までの建築物…	…法6条1項一号 又は二号 の建築物…
	法規テキスト P45 ㊦23の表	表中 法6条1項一号から <u>三号</u> の	法6条1項一号 又は二号 の
	法規テキスト P46 ㊦17	図中 確認必要 (法6条1項 <u>一号、三号</u> のみ)	確認必要 (法6条1項 二号)
	法規テキスト P133 ㊦10～35	【7ページの※5を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P134 ㊦18の図	「法20条1項三号」の図を削除 (法20条1項三号が改正されたため。)	
	法規テキスト P137 ㊦3の図	【9ページの※6を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P138 ㊦8	…の場合 <u>限り</u> 、…	…の場合 等 にあつては、…
	法規テキスト P141右欄 ㊦26図	【9ページの※7を切り貼りしてください】	
法規テキスト P142 ㊦28	【9ページの※8を切り貼りしてください】		

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

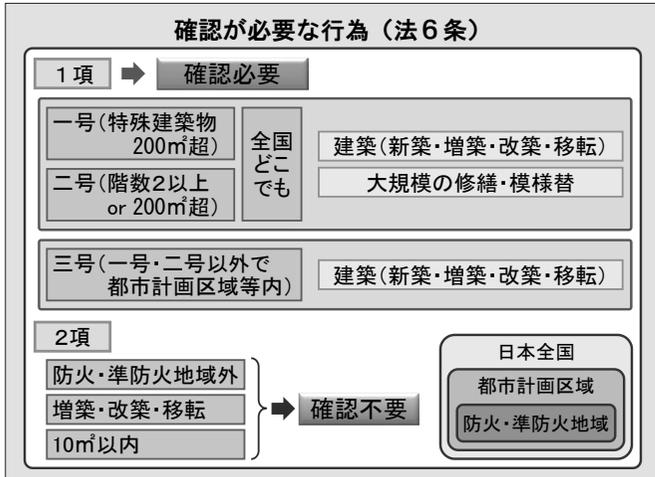
建築士でなければできない設計又は工事監理の範囲（業務範囲）

構造	木造			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造		すべての構造
	高さ ≤ 16m			高さ ≤ 16m		高さ > 16m
高さ・階数 延べ面積 (㎡)	階数 = 1	階数 = 2	階数 = 3	階数 ≤ 2	階数 = 3	(地上) 階数 ≥ 4
	0	資格要求なし (誰でもよい。)			資格要求なし (誰でもよい。)	
30						
100						
200	一級建築士、二級建築士又は木造建築士			一級建築士又は二級建築士		
300						
500						
1,000	※	※	※		一級建築士	
	※					
	3条1項一号	3条1項四号		3条1項三号		3条1項二号・三号

(注) ※印部分の、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムのないものを除く。）、百貨店の場合、一級建築士に限る。

基準法 20条1項 構造計算			
構造設計一級の関与 （適判必要）	一号	高さ60m超	時刻歴応答解析
	二号	高さ31m超	限界耐力計算 or 保有水平耐力計算 [ル-ト3]
	三号	地上4階以上 or 高さ16m超	許容応力度等計算 [ル-ト2]
	四号	階数・面積	許容応力度計算 [ル-ト1]
構造安全証明書		階数3以上 or 300㎡超	階数2以上 or 200㎡超
		木造	S造 RC造
			高さ20m超
			全仕様規定
			耐久性等関係規定 仕様規定一部除外

■法6条（確認申請）



一号・二号は、全国どこでも確認が必要な要件。

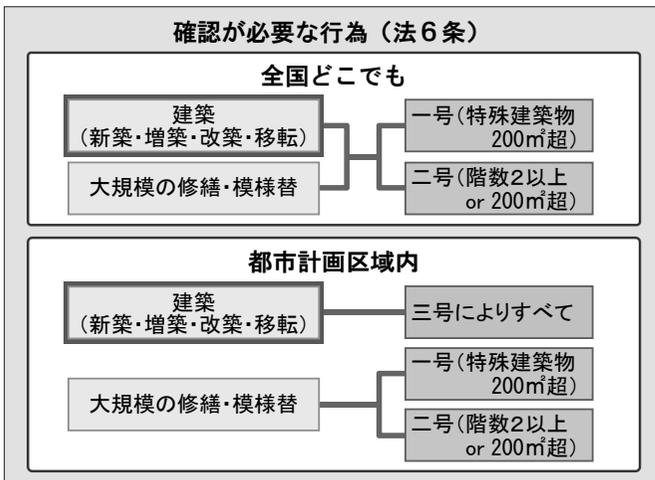
★ポイント★
都市計画区域内の大規模の修繕・模様替については、一号・二号を確認する。

★ポイント★
防火・準防火地域は、都市計画区域内に定められる。
「防火・準防火地域内の建築(新築・増築・改築・移転)」は2項に該当しないので、1項三号により、規模にかかわらず確認が必要。

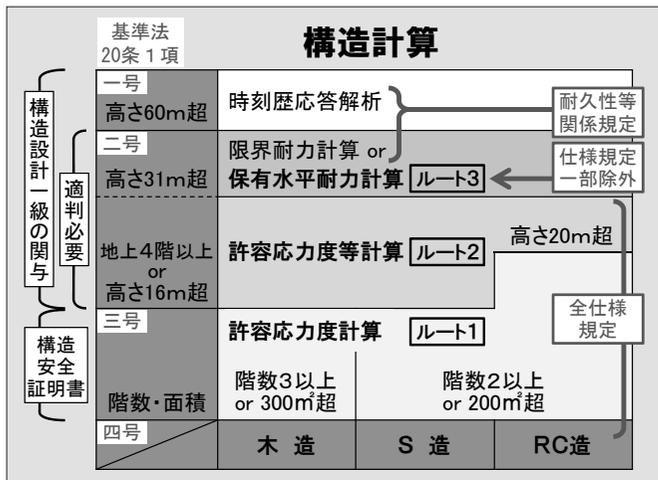
※建築物の「規模」とは、面積、高さ、階数をさす。

※法6条2項の「10㎡」は6畳程度。

$$6\text{畳} = 6 \times (1.82\text{m} \times 0.91\text{m}) \approx 6 \times 1.66 = 9.96\text{㎡}$$



法20条 建築物の構造・規模種別		令81条 構造計算方法	令36条 適合させる仕様規定
法20条1項一号 超高層建築物	高さ >60m	令81条1項 時刻歴応答解析	令36条1項 耐久性等関係規定
法20条1項二号 +令36条の2 一定規模超の 建築物	木造、 S造 階数(地階を除く) ≥ 4 or 高さ >16m	31m 超 いずれでもよい	令36条2項二号 耐久性等関係規定
	RC造、 SRC造 高さ >20m		令36条2項一号 仕様規定の一部除外
法20条1項三号 中低層等の 建築物	木造 階数 ≥ 3 or 延べ面積 >300㎡ S造 RC造 SRC造 階数 ≥ 2 or 延べ面積 >200㎡	令81条2項一号 許容応力度等計算 (ルート③) 令81条2項二号 31m 以下	令36条2項三号 全仕様規定
法20条1項四号 小規模建築物	上欄以外	令81条3項 許容応力度計算 (ルート①)	令36条3項 全仕様規定
		構造計算不要	令36条3項 全仕様規定



25 <表の覚え方のヒント>

(1) 木造について

- ・ 確認申請が必要なのは
階数 2 以上 or 200㎡超
- ・ 許容応力度計算が必要なのは
階数 3 以上 or 300㎡超

<覚え方>

「木造 確認にんにん 計算さんざん」

(2) 二号の構造種別・規模について

- ・ 「高さ」による。延べ面積によらない。
高くなると、高度な構造計算が必要になる。
- ・ 二号の中で、さらに高さ31mで構造計算及び技術的基準（仕様規定）が変わる。

木造の構造計算

③ 地上4階以上 or 高さ16m超

➡ 許容応力度等計算(ルート2)

→ 偏心率0.15以下

② 階数3以上 or 延べ面積300㎡超

➡ 許容応力度計算(ルート1)

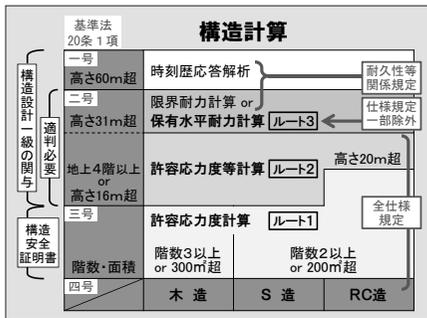
① 階数2以上 or 延べ面積50㎡超
(令46条4項) 構造計算とは呼ばない

➡ 階全体の存在壁量 ≥ 必要壁量

➡ 「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」(令46条4項に基づくS56告示1100号)

注意

→ 4分割法 or 偏心率0.3以下



■法6条の3第1項ただし書

特定建築基準適合判定資格者の審査による適判除外

法6条の3第1項ただし書 次の各号の確認審査を、高度の専門的知識を有する建築主事等(特定建築基準適合判定資格者:規則3条の13)がする場合は適判不要。

一号 法20条1項二号イのうち、確認審査が比較的容易なもの(令9条の3、令81条2項二号イにより許容応力度等計算)

法20条1項二号イ

許容応力度等計算 ルート2	保有水平耐力計算 ルート3	限界耐力計算
↓	↓	↓
不要となる例外アリ	構造計算適合性判定が必要	

二号 法20条1項四号(構造計算が不要なもの)のうち、構造設計一級建築士が構造設計又は法適合確認を行ったもの



法6条の3第1項二号について
法20条1項四号の構造計算が不要な小規模の建築物であっても、伝統的構法等で一部の仕様規定を満たせない場合は高度な構造計算が必要になり、適判が必要となるところ、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、構造計算適合性判定資格者(規則3条の13第1項本文かっこ書)である建築主事等が確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定は不要である。

令和7年4月1日施行 脱炭素大改正による教材の訂正等 No.5

〔構造 項目別・年度別問題集〕

2025年2月23日

2025年目標 TAC 一級建築士講座

・構造 項目別問題集の追加訂正は次表のとおりです。

日付	頁	誤	正
2/23	P499 No. 776解説	…上限 <u>5</u> 倍…	…上限 <u>7</u> 倍…
	P517 No. 846解説	3. 適当。壁倍率 <u>5</u> を上限とし、… 4. 適当。壁倍率 <u>5</u> を上限とし、…	3. 適当。壁倍率 <u>7</u> を上限とし、… 4. 適当。壁倍率 <u>7</u> を上限とし、… (補足) 1. 2. の筋かいのみを用いた場合の壁倍率の上限は5のままです。

・構造 年度別問題集の訂正等は次表のとおりです。

日付	頁	誤	正
2/23	P42 No. 17解説 肢1	…階数 <u>2</u> 、…	…階数 <u>3</u> 、…
	P42 No. 17解説 肢2	…「ルート1-2」とする場合…	…「ルート1-2、 1-3 」とする場合…
	P114 No. 10問題 肢2	…壁倍率 <u>5.2</u> として存在壁量を算定する。	…壁倍率 <u>5</u> として存在壁量を算定しな け ら な い。
	P140 No. 10解説 肢2	【3ページの※1を切り貼りしてください】	
	P145 No. 15解説 肢3	…（「1-1」と「1-2」がある）…	…（「1-1」、「1-2」、「 1-3 」がある）…
	P199 No. 18解説肢1・2	【3ページの※2を切り貼りしてください】	
	P243 No. 9解説 Q1	H12告示第1352号…	S56告示1100号に基づく…
	P295 No. 9解説 肢4	…上限 <u>5</u> 倍…	…上限 <u>7</u> 倍…
	P296 No. 10解説 肢4	【3ページの※3を切り貼りしてください】	
	P303 No. 18解説 肢1	…（ <u>1-1</u> と <u>1-2</u> がある）…	…（ <u>1-1</u> 、 <u>1-2</u> 、 1-3 がある）…
P358 No. 18解説 肢1	… <u>1-1</u> 、 <u>1-2</u> では、…	… <u>1-1</u> 、 <u>1-2</u> 、 1-3 では、…	

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

※1 年度別問題集への切り貼り用

2. 不適當。筋かいと面材を併用した軸組の壁倍率は上限7倍として、それぞれの和とすることができる。壁倍率1.5の筋かいを入れた軸組に、面材の壁倍率3.7の構造用合板を併用した場合、耐力壁の壁倍率は5.2 (1.5+3.7) となる。

※2 年度別問題集への切り貼り用

1. 適當。鉄骨構造において、層間変形角の確認は「ルート1-1」、「ルート1-2」では不要であるが、「ルート1-3」では必要である。剛性率の確認は「ルート1-1」、「ルート1-2」及び「ルート1-3」全て不要である。偏心率の確認は「ルート1-1」では不要であるが、「ルート1-2」、「ルート1-3」では必要である。
2. 不適當。耐震計算ルート「1-2」、「1-3」では、梁の保有耐力横補剛が必要である。なお、「ルート1-1」では、スパンが短く、細長比が小さく、横座屈おそれが少ないため、梁の保有耐力横補剛は不要である。耐震計算ルート「1-3」もルート「1-1」同様にスパンが短い、高さ16mまで建築が可能で部材に生じる応力が大きくなるため、変形性能確保の条件として梁の保有耐力横補剛は必要である。

※3 年度別問題集への切り貼り用

4. 適當。構造耐力上主要な柱の小径は、次式から計算することができるが、国土交通大臣が定める基準に従った、座屈を考慮した構造計算による場合はこの限りではない。

$$\frac{d}{h} \geq 0.027 + 22.5 \times \frac{Wd}{h^2}$$

$$\left[\begin{array}{l} d : \text{柱の小径 (mm)} \\ h : \text{横架材間の垂直距離 (mm)} \\ Wd : \text{当該階が負担する単位面積当たりの荷重 (N/m}^2\text{)} \end{array} \right]$$

令和7年4月1日施行 脱炭素大改正による教材の訂正等 No.6

〔法規12回分〕

2025年3月30日

2025年目標 TAC 一級建築士講座

・この資料は法規 12 回分についてのものです。

日付	頁	誤	正
3/30	法規テキスト P247～P253	【3～8ページの※1に差し替え。P246とP247の間に挟み込んでください】	

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

第 11 節 建築物省エネ法

正式名称「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

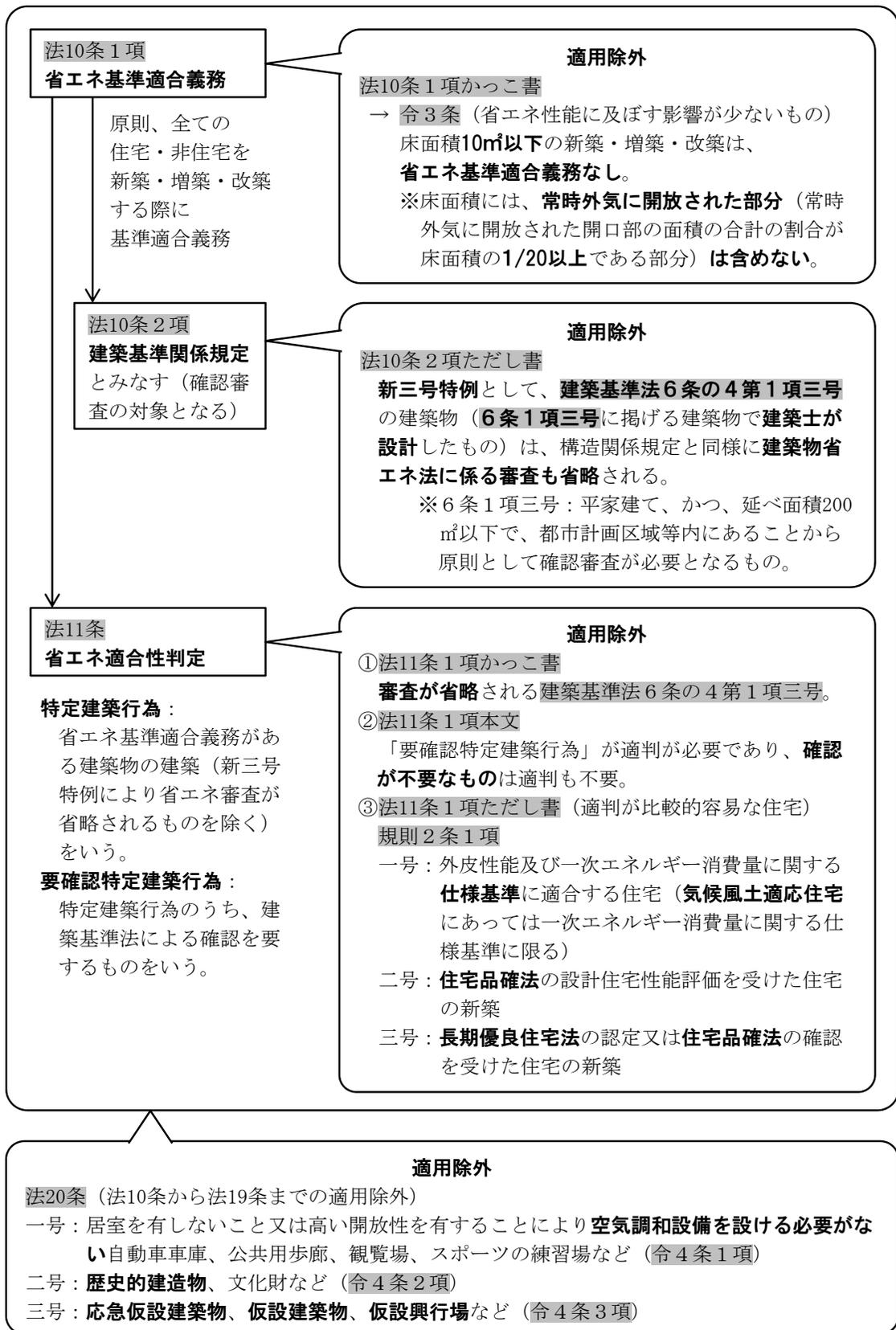
■法 2 条 (定義)

三号 建築物エネルギー消費性能基準

■法 6 条 (建築主等及び建築士の努力)

法 6 条	対象者	対象行為・対象建築物	努力義務の内容
1 項	建築主	建築（新築・増築・改築）をしようとする建築物	エネルギー消費性能の 一層の向上 （建築物エネルギー消費性能基準を 超える性能 の確保）を図る努力義務
2 項	建築主	修繕等（修繕、模様替、空調設備等の設置・改修）をしようとする建築物	エネルギー消費性能の 向上 を図る努力義務
	所有者・管理者・占有者	所有・管理・占有する建築物	
3 項	建築士	建築、修繕等に係る設計を行うとき	建築主に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項についての 説明 の努力義務 → 規則 1 条により「 工事が着手される前 」

3章1節（法10条～20条）「建築主の基準適合義務等」のポイント



■法21条～法26条

(規格住宅のトップランナー制度)

分譲型 (建売)		請負型 (注文)	
<p>■法21条1項 特定一戸建て住宅 建築主</p> <p><input type="checkbox"/>令5条1項 分譲型一戸建て規格住宅 (建売戸建住宅) 年間150戸以上</p>	<p>■法21条2項 特定共同住宅等 建築主</p> <p><input type="checkbox"/>令5条2項 分譲型規格共同住宅等 (分譲マンション) 年間1,000戸以上</p>	<p>■法24条1項 特定一戸建て住宅 建設工事業者</p> <p><input type="checkbox"/>令6条1項 請負型一戸建て規格住宅 (注文戸建住宅) 年間300戸以上</p>	<p>■法24条2項 特定共同住宅等 建設工事業者</p> <p><input type="checkbox"/>令6条2項 請負型規格共同住宅等 (賃貸アパート) 年間1,000戸以上</p>
<p>■法22条 1項:「分譲型一戸建て規格住宅等」の基準 2項: トップランナー基準</p> <p><input type="checkbox"/>省令8条</p>		<p>■法25条 1項:「請負型一戸建て規格住宅等」の基準 2項: トップランナー基準</p> <p><input type="checkbox"/>省令9条の2</p>	
<p>■法23条 特定一戸建て住宅建築主等に対する 勧告・命令等</p>		<p>■法26条 特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する 勧告・命令等</p>	

【用語】 トップランナー制度

- ・法22条、25条に基づき、分譲型 (建売)、請負型 (注文) のそれぞれにおいて、基準設定時のすべての住宅の中で省エネ性能が最も優れているものの性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して設定した水準を国土交通大臣及び経済産業大臣が定め、新たに供給する住宅について、その基準を平均的に満たすことを努力義務として課す制度。
- ・目標年度は、5年後などに設定される。

■法27条 (販売事業者等の表示)

■法28条 (販売事業者等に対する勧告及び命令等)

省エネ性能表示制度 (BELS表示)

新築時等に基準レベル以上の省エネ性能をアピール。

法27条に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドラインによる表示。(第三者機関による評価)



■法29条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）

建築物エネルギー消費性能誘導基準（法30条に基づく基準省令10条）に適合する住宅、建築物の認定制度。

所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例（法35条）を受けることが可能。

3項 複数の建築物の連携における取組も認定の対象

申請建築物以外の「他の建築物」のエネルギー消費性能の向上のための「自他供給型熱源機器等」を設置し、「他の建築物」も「誘導基準」に適合するときは、認定を受けられる。（法30条1項四号）

■法30条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等）

8項

例題1（H30304）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けたときは、当該建築物の新築等のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、原則として、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる。

例題1解答 正

例題2（H26272）

建築主事又は建築副主事は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物において、所管行政庁が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をしたときは、適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、建築基準法第6条第1項の規定による確認をすることができる。

例題2解答 正
法30条8項、11条8項、建築基準法6条1項。

■法35条（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例）

→令7条

「容積率の算定の基礎となる延べ面積」には、誘導基準に適合させるため、太陽光発電設備、燃料電池設備、コージェネレーション設備等を設置することにより通常の床面積を超える部分について、延べ面積の1/10を限度として算入しない。

<基準は大きく3つ>

①**建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）**
 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令1条）

②**建築物エネルギー消費性能誘導基準（誘導基準）**
 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令10条）

③**住宅トップランナー基準**

- ・ **分譲型一戸建て規格住宅等**のトップランナー基準
 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令8条）
- ・ **請負型一戸建て規格住宅等**のトップランナー基準
 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令9条の2）

条文	対象	基準	備考
法11条 （建築物エネルギー消費性能 適合性判定 ）	建築物エネルギー消費性能 確保計画	省エネ基準	
法21条（特定一戸建て住宅建築主等の努力）	分譲型一戸建て規格住宅等	住宅トップランナー基準	
法24条（特定一戸建て住宅建設工事業者等の努力）	請負型一戸建て規格住宅等		
法29条 （建築物エネルギー消費性能向上計画の 認定 ）	建築物エネルギー消費性能 向上計画	誘導基準	容積率の特例

■**法60条（建築物再生可能エネルギー利用促進区域）**

1項

市町村は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（促進計画）」を作成することができる。

→規則76条 **再生可能エネルギー利用設備**

2項 三号

促進計画には、以下の「**特例対象規定**」の適用を受ける要件に関する事項を定めることができる。

- ・ 建築基準法52条14項（容積率）
- ・ 建築基準法53条5項（建蔽率）
- ・ 建築基準法55条3項（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度）
- ・ 建築基準法58条2項（高度地区）

- 法62条（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の
建築主の努力）
- 法63条（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の
建築物に設置することができる再生可能エネ
ルギー利用設備に係る説明）

5

10

15

20

25

30

35